個人情報保護法案の衆議院個人情報特別委員会での可決にあたって

(社)日本書籍出版協会 朝倉邦造理事長コメント

本日(4月25日) 衆議院の個人情報特別委員会で審議されていた「個人情報保護法案」が、附帯決議で出版社が適用除外となることを明確にして、可決された。

当協会は、本法案が「出版社」を適用除外として明記せず、憲法が保障する「言論・出版・表現の自由」が担保されていないとして、抜本的な修正を働きかけてきた。

「個人情報保護法案」の可決にあたり附帯決議が採択され、また総理大臣等の政府答弁で「出版社」の適用除外が明確になったと理解する。

今後、参議院での審議等において、個人情報取扱事業者の明確化、行政機関等における個人情報の取扱いの 厳格化などについて、さらに充分な審議が行われることを求める。

当協会は、「言論・出版・表現の自由」を確保するため、個人情報保護法の運用において、出版メディアを 規制する動きに対しては断固反対する。

以上

個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議

衆議院個人情報に関する特別委員会(4月25日)

- 三 主務大臣の権限行使に当たっては、「表現の自由、学問の自由、信教の自由、及び政治活動の自由を妨げてはならない」とする本法の規定の趣旨を徹底すること。
- 四 出版社が報道又は著述の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱事業者に係る義務規定の適用除外となることを明確にすること。